

情報システムの共同化に関する協定書

豊能町、河南町、千早赤阪村及び島本町（以下「4町村」という。）は、情報システムの共同化の実施について、次のとおり協定を締結する。

また、大阪府（以下「府」という。）は、情報システムの共同化について第8条に規定する技術的な助言等を行うものとする。

（目的）

第1条 この協定書は、4町村がクラウド技術（インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。）を活用し、外部のデータセンターにおいて情報システムの共同化を円滑に実施し、もって住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（共同化に係る費用負担）

第2条 情報システムの共同化に係るシステム（住民情報、税、国民健康保険、福祉等の業務に関して4町村が共同で利用する情報システムをいう。以下「共同化システム」という。）の構築及び運用に要する費用については、4町村が各々の予定価格を定めたうえで調達を行い、予定価格の範囲内で事業者が4町村別に提案した金額により各々の町村が負担する。

（推進体制）

第3条 共同化システムの構築及び運用に当たっては、4町村が協議の上、推進するものとする。

（対象業務）

第4条 共同化システムにより処理を行う対象業務等は4町村が協議の上、別に定める。

（団体間の連携及び協力）

第5条 4町村において、自然災害等により自庁舎内における共同化システムの運用が不可能となった自治体がある場合は、他の構成団体との間で、共同化システムを利用した行政サービスの継続について、相互に連携及び協力を図るものとする。なお、その運用については、4町村が協議の上、別に定めるものとする。

（府への情報提供）

第6条 4町村は情報システムの共同化に当たり、府に情報提供を行うものとする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、4町村が協議の上、これを定めるものとする。

(府の役割)

第8条 府は4町村が共同化システムの構築及び運用を行うに当たり、技術的な助言、必要な情報の提供その他の協力を行うものとする。

2 府は4町村から提供を受けた情報を4町村以外の情報システム共同化に係る技術的な助言に利用できるものとする。

この協定を締結するため、本書5通を作成し、4町村及び府が記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

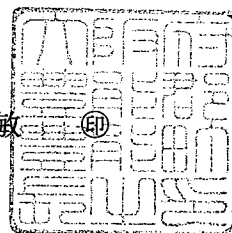
1 この協定は、締結の日から施行する。

2 豊能町、河南町、千早赤阪村及び府が締結した平成28年12月20日付け「情報システムの共同化に関する協定書」は廃止する。

令和2年4月2/日

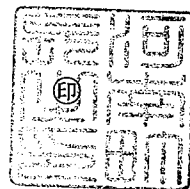
豊能町長

塩 川 恒 敏



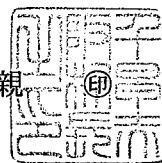
河南町長

森 田 昌 吾



千早赤阪村長

松 本 昌 親



島本町長

山 田 紘 平



大阪府知事

吉 村 洋 文

